

**第56期 滋賀地方最低賃金審議会
令和6年度 特定（産業別）最低賃金 合同専門部会
議事録**

開催日時	令和6年9月13日（金） 10時01分～10時43分		
開催場所	コラボしが21 3階大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席	6人（定数 7人）
	労働者代表委員	出席	10人（定数 12人）
	使用者代表委員	出席	7人（定数 9人）
	事務局		4人
出席者	公益代表委員	片山 聡	木下康代 佐野洋史
		平井建志	松田有加 宗野隆俊
	労働者代表委員	相澤三千代	池内正博 榎並典朗
		大江彰宏	齋藤慎司 庄野英夫
		鈴木敏和	西川伸吾 濱崎 浩
		平塚雄二	
	使用者代表委員	有森淳三	川口剛史 小西哲也
		佐々木浩介	西田保夫 三浦浩明
		水野 透	
	事務局	中井労働基準部長、足立賃金室長、 平沢労働基準監督官、山下労働基準監督官	
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定（産業別）最低賃金専門部会運営規程について ・ 各専門部会部会長及び部会長代理の選出について ・ 特定（産業別）最低賃金専門部会の審議日程について ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定について 		
議事録	別紙のとおり		

別紙

○足立室長

それでは、ただ今から、「令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会特定（産業別）最低賃金 合同専門部会」を開催いたします。

委員の皆様には何かとご多用の中、本合同専門部会にご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の出欠状況は、公益代表委員6名、労働者代表委員10名、使用者代表委員7名、合計23名の出席をいただいております。4つの産業のすべての部会で、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による労働者関係委員、使用者関係委員及び公益関係委員の各3分の1以上の出席をいただいておりますことから、本部会が有効に成立していることを報告します。

専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

この合同専門部会は、4つの産業の専門部会の全委員を対象としまして、金額審議に先立ちまして、専門部会における共通事項等を審議するために開催しております。

本合同専門部会においては、4つの産業の特定（産業別）最低賃金の名称は、略称を使用いたしますので、ご了承ください。

それでは、会議に先立ちまして、中井労働基準部長から挨拶があります。

○中井部長

滋賀労働局労働基準部長の中井です。

本日は、ご多忙のところ、また、残暑が厳しい中、産業別最低賃金合同専門部

会にご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。また、日頃、公労使委員の皆様方には、県最賃、産別最低賃金賃審議会の委員として、格別のご尽力とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、本年10月1日より、滋賀県最低賃金を1,017円に引き上げる旨、8月30日に官報公示いたしました。引上げ額、引き上げ率とも過去最大となったところです。滋賀局としても、周知広報に努め、各市町村の広報誌の掲載依頼、放送メディアを用いた広報を行うほか、10月1日には、大津ヒカル君とコラボして労働団体と周知活動を実施いたします。

さて、産業別最低賃金につきましては、6業種について、改正決定の申し出をいただき、その内、最低賃金審議会で「改正決定の必要性あり」と答申のあった4業種についてご審議いただくこととなりました。

産業別最低賃金は、ご承知のとおり、関係労使のイニシアティブによって設定されるものではありませんが、労働局といたしましてもその産業の基幹労働者の労働条件にかかわる重要なものであり、また、労使の協議の補完といった面も有しているといったことから、非常に重要な制度であると認識しております。

今回の産別最賃については、審議する4業種について、すべて現状滋賀県最低賃金を下回っている状況にあり、難しい審議となることも想定されます。

公労使委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、今期につきましても、業務ご多忙の中、専門部会ならびに本審議会の運営にご尽力を賜りたいと考えておりますので、何卒よろしくご厚意申し上げますとともに、関係労使のイニシアティブによって、なにとぞ全会一致による金額決定をよろしくご厚意申し上げます。

以上、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

○足立室長

ここから先は、本合同専門部会の部会長に議事の進行をお願いしたいと思います。部会長については、従来から、滋賀地方最低賃金審議会の会長に、部会長代理については、会長代理をお願いをしているところでございます。

今年度につきましても、平井会長に部会長を、木下会長代理に部会長代理をお

願いたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。

ご賛同をいただきましたので、平井会長に部会長として、議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、平井部会長、よろしく申し上げます。

○平井部会長

本日、部会長をつとめます平井です。よろしく申し上げます。

後ほど事務局から日程の提案がありますが、4つの産業の各専門部会は、9月から10月までの間にそれぞれ3回開催されます。

ご苦勞をおかけしますが、皆様、ご協力よろしく申し上げます。

それでは、今回、初めて委員に就任された方もおられますので、最初に事務局から委員の紹介をお願いします。

○足立室長

資料3ページの資料No.2「令和6年度滋賀地方最低賃金審議会 特定(産業別)最低賃金専門部会委員名簿(案)」をご覧ください。今年度から就任いただいた3名の委員の方をご紹介します。

精密・電気製造業で、労働者代表委員の齋藤委員です。一言お願いいたします。

○齋藤委員

(挨拶)

○足立室長

ありがとうございました。

自動車・同付属品製造業で、労働者代表委員の谷口委員におかれましては本日欠席していますので、私からのご紹介に代えさせていただきます。

窯業・土石製造業で、使用者代表委員の有森委員です。一言お願いします。

○有森委員

(挨拶)

○足立室長

ありがとうございました。

あとの委員の方々は、昨年度から継続されての就任ですので、この名簿をもちまして、ご紹介とさせていただきます。

なお、本日、事前にご連絡をいただき、所用で欠席されている委員を報告いたします。

公益代表委員で窯業・土石と精密・電気で委員に就任されている石井委員

労働者代表委員で窯業・土石の旭委員、同じく自動車の谷口委員

使用者代表委員で窯業・土石の中村委員、同じく精密・電気の田中委員

の5名が欠席です。

次に、事務局を紹介いたします。

○中井部長

(挨拶)

○足立室長

(挨拶)

○平沢監督官

(挨拶)

○山下監督官

(挨拶)

○足立室長

紹介は以上となります。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○平井部会長

それでは、議題に入ります。まず、議題（１）「滋賀地方最低賃金審議会 最低賃金専門部会運営規程について」です。

事務局から説明をお願いします。

○平沢監督官

滋賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程についてご説明いたします。

お手元の資料 1 ページ 資料No.1 をご覧下さい。

滋賀地方最低賃金審議会の最低賃金専門部会運営規程となっており、本規程については本日の合同専門部会、今後開催される各専門部会共通となっております。

運営規程の説明は以上でございます。

○平井部会長

質問等はございませんか。

（質問なし）

次の議題は、議題（２）「各専門部会部会長及び部会長代理の選出について」です。

事務局から説明をお願いします。

○足立室長

各専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定により準用した第 24 条の規定により、公益代表委員から選出することとされています。

7 月に開催いたしました公益代表委員会議で、4 つの産業の部会長及び部会長

代理を決めております。

資料No.2の「令和6年度滋賀地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿（案）」をご覧ください。

各産業の部会長を二重丸（◎）、部会長代理を一重丸（○）で、示しております。

ご案内いたしますと、

『窯業・土石』の部会長に佐野委員、部会長代理に木下委員、

『一般機械』の部会長に平井委員、部会長代理に片山委員、

『精密・電気機械』の部会長に木下委員、部会長代理に石井委員、

『自動車』の部会長に片山委員、部会長代理に平井委員

に、それぞれ就任していただくことで決定しております。

○平井部会長

ただ今の事務局の説明に対して、ご質問等がありますか。

（質問なし）

特に質問等が無ければ、議題（3）「特定（産業別）最低賃金専門部会の審議日程について」です。

事務局から説明をお願いします。

○足立室長

特定最低賃金の審議日程について、ご説明いたします。

専門部会の日程につきましては、皆様のご協力をいただき日程調整をさせていただきました。

資料9ページ、資料No.3「今年度の特定（産業別）最低賃金専門部会審議日程表（案）」をご覧ください。

専門部会は、本日の合同専門部会の外に、各部会を3回開催いたします。

この日程表は、事前に委員の皆様からいただきました日程調整表を基に専門部会の定足数、3分の2以上の出席を満たし、かつ、部会長が出席できる日で、で

できるだけ多くの委員が出席できる日を選択し、特に第3回の結審予定日は全員が出席できる日で設定しております。

時間につきましては、午前の場合は9時30分から、午後の場合は13時30分からとしております。

なお、開始時刻の30分前には会場を開けております。控室も用意しておりますので、専門部会の前に事前に打ち合わせ等で使用される場合は、当日で結構です。事務局に一声おかけください。

場所につきましては、労働局会議室が10月15日以降、内部監査により使用できないため建設会館もしくはコラボしが21としております。建設会館の場所は、労働局の道を挟んだ向かいになります。皆さま、開催場所をご確認いただき、お間違えのないようご注意ください。

また、建設会館、コラボしが21で開催される場合の駐車場ですが、労働局もしくはびわ湖ホールの駐車場をご利用してください。

びわ湖ホールの駐車場をご利用された際は、駐車券を会場にお持ちいただきましたら駐車料金が無料になる処理を行わせていただきます。

次に審議会本審の委員の皆様にお知らせします。

特定最賃4業種の専門部会がすべて「全会一致」で結審した場合、8月21日に開催しました第4回の審議会で決議いただきましたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会決議をもって答申することとなりますので、10月31日に予定しています本審は開催いたしません。

逆に4業種のうち1つでも全会一致の決議とならなかった場合は、本審を10月31日（木）に開催しますので、本審が開催されるものとお考えいただき、10月31日の日程確保をお願いいたします。10月31日に開催しないとなりましたら、4つの産業のうち最後に結審予定の窯業・土石の第3回専門部会が開催されます10月28日にメールでご連絡いたします。

次に改正決定された特定最低賃金の発効日につきまして説明いたします。

資料23ページの資料No.6「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定最低賃金の場合）」をご覧ください。黄色でセルを塗りつぶした箇

所ですが、12月27日もしくは12月29日となりますが、4業種の専門部会のそれぞれ結審時に発効日も含め採決しますので、その際にあらためて発効日について事務局から説明し、ご審議いただくこととなります。

最後に欠席される場合のご案内です。委員のみなさまから事前に日程調整表で出席と報告いただいた結果は、資料10ページ「令和6年度滋賀地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会 開催日程及び出席予定委員」のとおりとなっております。委員の皆様には、ご自身が出席となっている開催日において、急用等で専門部会を欠席せざるを得ない事態が生じましたら、事前に、わかり次第早急に事務局までメール又は電話でご連絡いただくとともに、労・使の委員の皆様におかれましては、推薦母体にも併せてご連絡のほど、よろしく申し上げます。

また、交通事情等により、開催時刻に間に合わない場合も事務局まで電話でご連絡ください。

逆に、日程調整表で欠席と報告いただいている開催日において、出席いただけるとなった場合にも、わかり次第、事務局までメール又は電話でご連絡いただきますようお願いいたします。

欠席者の人数によっては、部会開催の定足数を下回るような場合も考えられますので、よろしくようお願いいたします。

また、部会への出欠以外にも事務局から急なお知らせや変更等があれば、委員の皆様へメールでその都度お知らせいたしますので、事務局からのメールチェックについても、よろしく申し上げます。

以上です。

○平井部会長

この専門部会の審議日程等について、ご質問、ご意見等はありませんか。

（意見・質問なし）

ありがとうございました。

それでは、資料No.3の日程で専門部会を開催しますので、委員の皆様方には日

程の確保をよろしくお願いします。

次に、議題（４）「特定(産業別)最低賃金の改正決定について」ですが、本日提出されている資料について、事務局から説明してください。

○平沢監督官

それでは、資料の説明をさせていただきます。

資料No.4 以降について、説明させていただきます。

資料No.4 は、「滋賀県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金改正状況」で、令和2年度以降の最低賃金額、引上額、引上率等を一覧表にしたものとなっており、本年10月1日発効の滋賀県最賃1,017円までを入力したものになります。

資料No.5 は今年度の特定（産業別）最低賃金改正の申出状況となっております。

今年度、労働者側から6業種について改正の申出があり、事務局でその申出内容を確認したうえで、審議会にその必要性を諮問し、8月21日の第4回本審において4業種について、改正の必要性ありの答申を頂き、改正決定の諮問をいたしました。今後、この4業種につきまして、委員の皆様方に金額審議をしていただくこととなります。

表の労働協約最低賃金額欄に記載しております金額につきましては、今後の審議の際にこの金額を超えることはできませんので、ご承知願います。

資料No.6 は、令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表となっております。

資料No.7 は、令和6年賃金改定状況調査結果の第4表となっております。

資料No.8 は、大津財務事務所が公表しています令和6年7月判断の「滋賀県内経済情勢報告」となっております。総括判断として「緩やかに持ち直している」と判断されております。

資料No.9 は令和6年6月速報として公表された滋賀県鉱工業指数となっております。生産指数、出荷指数、在庫指数は「2か月連続の低下」とされています。

資料No.10 は、「滋賀県景況調査結果報告書 令和6年度第1四半期」となっております。

この調査は、滋賀県が県内の景気動向を把握するために四半期ごとに実施している調査であり、最新の調査結果となっております。

結果の概要について、今期の県内企業の景況は、業況 DI はマイナス幅が拡大したものの、来期については、マイナス幅が縮小する見通しとされています。

資料No.11 は、令和 6 年 7 月分の雇用失業情勢となっております。7 月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、0.98 倍であり、就業地別有効求人倍率 1.24 倍となっております。

資料No.12 は、全都道府県の地域別最低賃金額の答申状況となっております。

資料の説明は以上でございます。

また、皆様の机の上に封筒を置いております。中には 9 月 24 日から始まります 4 業種の専門部会開催通知を入れております。

○山下監督官

「令和 6 年 最低賃金に関する基礎調査結果」について説明させていただきます。

この調査は、地方最低賃金審議会の最低賃金改正の調査審議ご利用いただくため、地域、産業、事業所規模、就業形態、性別、年齢階級、勤続年数別に労働者の賃金実態を把握することを目的として毎年実施しているものでございます。

この調査結果のうち、地賃対象基礎調査データ(特賃非該当のもの)を除く、常時使用労働者が 100 人未満の特定最低賃金適用事業所を調査対象としており、本年 6 月分の賃金について回答を得た集計結果を母集団の労働者数に復元したものとなっております。

資料の構成といたしましては、今回ご審議いただく 4 業種・各産業ごとに全て同じ構成としておりまして、時間の都合上、窯業・土石製品製造業を例にしてご説明します。

1 ページが男女別賃金特性値の令和 3 年から令和 6 年推移となっております。資料左上から順に、一番低い金額から 1/20(5%)の順位にあたる金額を比較したものが第 1 二十分位数、一番低い金額から 1/10(10%)の順位にあたる金額を比較したものが第 1 十分位数、同様に 1/4(25%)の順位にあたる金額を比較したものが第 1 四分位数、中位数は全体の中央に来る値となっております。

2 ページからの総括表(1)については、事業所規模別、年齢別に、8 ページからの総括表(2)については性別、年齢別に現行の最低賃金額から 10 円を差

し引いた 990 円から 2,000 円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しております。合計欄の上段が累積労働者数、下段が累積構成比となっております。

14 ページからの最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表は、現行の最低賃金額からの引き上げ額に対する影響率を表しています。14 ページの未満率は 3.4% となっておりますが、2 ページの未満率は 3.3% となっております。合計労働者数は双方のページで同じものの、小数点以下について、14 ページは四捨五入、2 ページは切り捨てていることから、双方のページで小数点以下が異なる数字となっております。

同様の資料構成で、表紙の裏【内訳】のとおり、1 ページから順に、窯業・土石、一般機械、精密・電機、自動車・同付属品となっておりますので、ご確認願います。

資料の説明は以上でございます。

○平井部会長

ここまでの説明についてご質問・ご意見等はありませんか。

(質問・意見なし)

では、引き続き事務局から説明をお願いします。

○足立室長

特定（産業別）最低賃金について、A4 横のパワーポイント資料「地方最低賃金審議会 委員説明資料〈特定最低賃金編〉」で概要を簡単ですがご説明させていただきます。

1 ページは、特定最低賃金の特徴が記載されています。

2 ページは、特定最低賃金と地域別最低賃金の比較を記載しています。

4 ページは、地域別最低賃金と特定最低賃金が、重複して適用となる場合の取り扱いと派遣労働者に対する最低賃金の適用の考え方が記載されています。

お手元に地域別と特定最低賃金のリーフレットをお配りしていますが、10月1日に地域別最賃1,017円が発効しますと4つある特定最低賃金すべてが「埋没」することになります。「埋没」というのは資料4ページ下から4行目に説明を記載しております。

資料4ページの上から3行目にありますとおり「労働者が複数の最低賃金が適用される場合、高いほうの最低賃金が適用される。」こととなりますので、10月1日以降は、特定最低賃金が設定されている4業種すべてで滋賀県最低賃金1017円が適用され、これから皆様にご審議いただく特定最低賃金が1017円を超える額で発効するまでの間、続くこととなります。

5・6ページは、中央最低賃金審議会が、特定最低賃金の金額審議に当たってのお願いとなっております。5ページにアンダーラインが引かれた箇所のおり特定最低賃金の決定にあたっては「全会一致」となることが望ましいとされていますので、皆様のご協力をお願いいたします。

7ページは、特定最低賃金の改定までのプロセス図となっております。左上ですが、特定最低賃金は、労使からの申出がないと始まりません。今年度は、7月19日に6つの産業からの申し出がありました。申出を受けて金額の改定の必要性について、8月19日に「小委員会」で審議し、今年度は、4つの産業について必要性ありとの答申が8月21日にありました。必要性ありとなった産業について、改正決定の諮問が8月21日にあり、（資料では日付が抜けている）その右に「専門部会」と線で囲んだ部分で審議いただくこととなっています。皆様には、この部分をこれからお願いすることとなっています。

専門部会の決議は、滋賀地方最低賃金審議会に報告いただき、当該審議会で決議し、滋賀労働局長に答申いただき、異議申し出を受け付け、決定します。最後に官報公示を行い、30日後、もしくは30日後以降の日で指定する日に効力が発生することとなります。

8ページは、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」の違いについて、記載されております。

9ページは、全国の特定最低賃金の設定件数（224件）と、改正決定した件数143件です。この差の81件が、埋没ということとなります。

10ページは、先ほどの設定件数224件の業種別内訳、11ページは業種別平均額となっています。

12ページは、統計資料「総括表」です。特定最低賃金を引き上げた場合に影響を受ける労働者数を見るための資料で先ほど山下が説明した資料の窯業・土石

製品製造業最低賃金であれば、2～13ページに相当する部分の見本となります。山下の説明のとおり、この総括表より引上額ごとの影響率を見ていただく際は、窯業・土石最賃であれば山下が説明した資料の14・15ページの方が見やすいかと思います。

以上です。

○平井部会長

ただ今の説明について質問等はありませんか。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

次は、議題(5)「その他」ですが、事務局の方で何かありますか。

○足立室長

第1回本審で合意いただいた「実地視察」につきましては、今年度、自動車・同附属品製造業の事業所1社にご協力をいただき、9月20日(金)に実施する予定となっております。参加者につきましては、人数制限もあることから、自動車専門部会の委員の方にはメールでお知らせしたところですが、正式な通知は後日、郵送させていただきます。

すでに欠席の連絡をいただいた委員以外で欠席される委員は、ご連絡をいただきたいと思っております。

以上です。

○平井部会長

その他に何かご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・意見なし)

ないようでしたら、これで、本日の議題は、全て終了いたしました。

各委員の皆様、今後の専門部会の運営にご協力いただきますようお願いし、労・使とも全会一致に向けたご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

これで、令和6年度特定(産業別)最低賃金合同専門部会を終了します。

お疲れ様でした。

